

倉吉市訓令第3号

倉吉市出納事務等代決及び専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市出納事務等代決及び専決規程の一部を改正する訓令

倉吉市出納事務等代決及び専決規程（昭和39年倉吉市訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計課長の専決事項) 第5条 会計課長の専決する事項は、倉吉市事務代決及び専決規程（昭和47年倉吉市訓令第10号。以下この条において「市長事務専決規程」という。）の別表中課長共通の専決事項のほか、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 <u>(6) 一時借入金の借入れ及び償還に関すること。</u> <u>(7) 基金の繰替運用に関すること。</u> 2 略</p>	<p>(会計課長の専決事項) 第5条 会計課長の専決する事項は、倉吉市事務代決及び専決規程（昭和47年倉吉市訓令第10号。以下この条において「市長事務専決規程」という。）の別表中課長共通の専決事項のほか、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 2 略</p>

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。